

諮問事項

## 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定

環境局 自然保護課

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



### 鳥獣保護管理事業計画とは

- ◇鳥獣保護管理法に基づき知事が策定
- ◇今後5年間の県の鳥獣保護管理事業の実施計画
- ◇環境大臣が定める基準(基本指針Ⅲ)に即して作成
- ◇現在は第12次計画(H29.4.1～R4.3.31)

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



# I 鳥獣保護管理法の施行状況を踏まえた基本指針の改定

令和3年10月、国(環境省)は、鳥獣保護管理法の施行状況及び最新の社会情勢を踏まえ、基本指針を改定した。

## 1 法の施行状況(全国の状況)

①ニホンジカ・イノシシの捕獲数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の合計は増加</li><li>・推定個体数の半減目標達成に至っていないが、2014(平成26)年度をピークとして減少傾向</li><li>・一定の成果が現れてきている</li></ul>
②わなによる錯誤捕獲の増加	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニホンジカ及びイノシシの捕獲強化により、わなによる錯誤捕獲が増加</li></ul>
③感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定の感染症への対応が中心</li></ul>
④狩猟免許所持者の動向	<ul style="list-style-type: none"><li>・免許所持者は増加傾向</li><li>・捕獲活動は、引き続き高齢の熟練狩猟者が中心</li></ul>

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

3

## 2 法施行上の課題と基本指針の改定ポイント

課題	改定のポイント
①鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定し、計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を図る</li><li>・都道府県をまたぐ広域的な捕獲の強化</li></ul>
②鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・錯誤捕獲の防止のため、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進</li></ul>
③感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施</li><li>・公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有</li></ul>
④人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進める</li></ul>

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

4

### 3 最近の社会情勢を踏まえた基本指針の改定ポイント

新たな課題	改定のポイント
⑤外来鳥獣への対応	外来鳥獣の計画的な管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定
⑥市街地出没等への対応	市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び人材育成
⑦鳥獣保護管理に必要な情報の見える化	鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進

### 4 第13次計画策定におけるポイント

#### (1) 基本指針の改定に伴い第13次計画に反映させるもの

項目	改定のポイント
②鳥獣の保護の推進	・錯誤捕獲の防止のため、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進
③感染症への対応	・野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施 ・公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有

## 4 第13次計画策定におけるポイント

### (2) 県において既に対応済みのもの

項目	県の第12次計画における記載内容
①鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域個体群の生息数、分布域等の中から、必要な事項を選択して、管理目標を設定する</li> <li>・定期的に管理目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、管理目標を見直すことに努める</li> <li>・連携して管理を進めることができるように、関係都道府県間で協議・調整を行う</li> </ul>
④人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理捕獲等担い手育成研修の実施</li> <li>・鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修の実施等</li> </ul>
⑤外来鳥獣への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な狩猟及び被害防止目的の捕獲を推進</li> <li>・県民への情報提供、正確な知識の啓発</li> </ul>
⑥市街地出没等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型獣類が人里に出没した場合に対応できる者の配置や連絡体制の準備</li> <li>・麻酔銃猟等の技術を持った団体等との連携強化</li> </ul>

## 4 第13次計画策定におけるポイント

### (3) 国が主体的に対応するもの

項目	内容
⑦鳥獣保護管理に必要な情報の見える化	鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進

(2)、(3) ⇒ 県において既に対応済み、国が主体的に対応するものについては、本計画の見直しにおいては反映しない

## Ⅱ 第13次鳥獣保護管理事業計画(案)

### 1 計画の構成

- 第1 計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)
- 第2 鳥獣保護区等
- 第3 人工増殖と放鳥獣
- 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
- 第5 特定猟具使用禁止区域等
- 第6 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画
- 第7 鳥獣の生息状況調査
- 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備
- 第9 その他

### 2 計画(案)の変更点

- (1) 国の基本指針に基づく変更(Ⅰ 4(1))
- (2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定
- (3) その他所要の修正

## 2 (1) 国の基本指針に基づく変更

### ア 鳥獣の保護の推進

#### (ア) 錯誤捕獲の防止

- ・カモシカの生息区域が拡大し、錯誤捕獲が懸念されるため、くくりわなの使用において、生息状況等を勘案する対象に「カモシカ等」を追加する。(p12)
- ・迅速かつ安全な放獣を実施できるようにするため、捕獲許可した者への指導において、わなの適正使用や事前の放獣場所の確保等の指導方針を追加する。(p28)

## 2 (1) 国の基本指針に基づく変更

### ア 鳥獣の保護の推進

#### (イ) 捕獲許可した者への指導

捕獲物等の処理等について、感染症の拡大が懸念される場合は捕獲作業実施の際の防疫措置をとるよう指導を徹底することや、外来鳥獣(例: アライグマ、ヌートリア、台湾リス等)について捕獲後に放鳥獣しないよう指導することを追加する。(p27)

## 2 (1) 国の基本指針に基づく変更

### イ 感染症への対応

#### (ア) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

発生時の対応体制を強化するため、国による研修の情報提供などを通じて、野鳥サーベイランス・野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努めることとする。(p47)

## 2 (1) 国の基本指針に基づく変更

### イ 感染症への対応

#### (イ) 豚熱等への対応

令和元年10月以降、県内で野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係部局と連携し、捕獲強化等の対策を推進し、感染収束に努める。

また、国内への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱についても関係部局と連携し、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化など、侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。(p47)

## 2 (1) 国の基本指針に基づく変更

### イ 感染症への対応

#### (ウ) その他感染症への対応

マダニによるSFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の患者が県内で発生していることから、情報収集・監視や関係部局との情報共有に努める。(p47)

## 2 (2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定

### ア 鳥獣保護区、特別保護地区等の指定・更新

(ア) 計画期間中に指定期間が満了する鳥獣保護区(55か所)及び特別保護地区(3か所)は、関係者の合意形成に努めた上で、期間更新を原則とする。(p1、p5)

### イ 特定猟具使用禁止区域、鳥獣捕獲禁止区域等の指定

(ア) 計画期間中に指定期間が満了する特定猟具使用禁止区域(53か所)及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域(4か所)は、地元の意向を踏まえつつ再指定を原則とする。(p30、p33)



## 2 (2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定

### ウ 鳥獣の捕獲等許可基準の緩和等

(ア) 一部鳥獣について、被害発生状況に応じて航空機の安全に係る鳥獣捕獲許可基準の新設、鳥獣捕獲許可基準の数量・期間を緩和する。(p19～20)

#### 【緩和する主な鳥獣】

種名	12次計画(現行)	13次計画	備考
ムクドリ	3か月、600羽	3か月、600羽	(変更なし)
	—	12か月、400羽	航空機の安全(新設)
カワラバト (ドバト)	3か月、600羽	6か月、600羽	許可日数の上限の緩和
	12か月、400羽	12か月、400羽	航空機の安全(変更なし)
ニホンジカ	12か月、600頭	12か月、700頭	捕獲頭数の緩和
サル	6か月、40頭	12か月、40頭	許可日数の上限の緩和
キツネ	3か月、30頭	3か月、30頭	(変更なし)
	—	12か月、20頭	航空機の安全(新設)
アナグマ	3か月、30頭	6か月、30頭	許可日数の上限の緩和
	—	12か月、20頭	航空機の安全(新設)

## 2 (2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定

### ウ 鳥獣の捕獲等許可基準の緩和等

(イ) 人の生活圏へのツキノワグマの出没を抑制するため、果樹や生ゴミ等の誘引物の除去等、出没防止対策の普及啓発に取り組む。(p26)

## 2 (2) 県内の状況変化、市町等からの要望を踏まえた改定

エ 鳥獣保護管理事業における実施体制の整備

(ア) 狩猟者の負担を軽減するため、各種申請の電子化の導入に取り組む。(p44)

(イ) 鳥獣保護センター機能のあり方について、今後も引き続き検討する。(p44)

## 2 (3) その他所要の修正

年度の表記や現状、実績の時点修正等

## II 今後の予定

月	内 容
12月	鳥獣保護管理部会①での審議
12月～1月	パブリックコメント 鳥獣保護管理部会②での審議
2月～3月	環境審議会からの答申 公表、環境省へ報告

以上